

○那覇市議会正副委員長会議要綱

〔平成20年9月10日〕
議 長 決 裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、那覇市議会会議規則（昭和47年那覇市議会規則第3号）第166条第4項の規定に基づき、正副委員長会議（以下「会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、議長が必要と認めるときに開催する。

2 議事は、議長が行い、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 会議は、必要があると認めるときは、理事者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、出席議員の過半数の議決で非公開とすることができる。

（会議の記録）

第4条 議長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等、必要な事項を記録させなければならない。

（その他）

第5条 その他必要な事項については、議長において定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。